

による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

士 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者(団体により観覧する者を除く。)が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき。条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

三 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券(一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。)を有する者が観覧するとき。条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

三 その他館長が特別の理由があると認めるとき。観覧料等のうち館長が相当と認める額

2 前項第三号、第四号又は第十三号に該当する場合において、観覧料等の免除を受けようとする者は、観覧料等免除申請書(第6号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 館長は、前項の規定により観覧料等の免除を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料等免除承認書(第7号様式)を交付するものとする。

4 第1項第一号、第二号、第五号、第六号、第十一号又は第十二号に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、同項第一号、第二号、第五号、第六号、第十一号又は第十二号に該当することを証する書類を館長に提示するものとする。

(館長への委任)

第7条 教育委員会は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。

一 条例第8条第2項の規定による休館日の変更の承認に関すること。

二 条例第9条第4項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。

三 条例第11条第1項及び第2項の規定による利用の承認等に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成元年11月1日から施行する。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

2 山梨県教育庁組織規則(昭和60年山梨県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成4年教委規則第8号)

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第4号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山梨県立文学館処務規程の一部改正)

2 山梨県立文学館処務規程(平成元年山梨県教育委員会規則第8号)第8条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 文学館において規則第3条に規定する文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けようとする者に係る山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和53年山梨県条例第5号)第6条第1項の規定による観覧の承認に関すること。

附 則(平成19年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第3号)

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成20年山梨県条例第19号)附則第4項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立文学館の管理に関し地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則第2条及び第1号様式の規定の例による。

附 則(平成21年教委規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○山梨県文学資料取得基金条例

(昭和60年3月29日 条例第6号)

(設置)

第1条 文学作品及び文学に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、山梨県文学資料取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2千万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(運用)

第3条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

○山梨県立文学館処務規程

(平成元年3月30日 教育委員会規則第8号)

最終改正 平成21年3月31日 教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立文学館(以下「文学館」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 文学館に総務課、学芸課及び資料情報課を置く。

(グループの設置)

第3条 館長は、必要に応じ文学館にグループを置くことができる。

2 館長は、前項の規定によりグループを置き、又はその数を変更しようとするときは、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(リーダー)

第4条 館長は、必要に応じグループにリーダーを置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ文学館にリーダーを置くことができる。この場合において、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

3 リーダーは、上司の命を受け、グループの担当事務を処理する。

(職員)

第5条 文学館に館長、副館長その他の職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

3 副館長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

4 所属職員は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(分掌事項)

第6条 課の分掌事項は、次のとおりとする。

総務課

一 指定管理者との連絡調整に関すること。

二 公印の管守に関すること。

三 文書の收受、発送、編集、保存及び記録の編集に関すること。

四 職員の服務に関すること。

五 会計経理に関すること。

六 物品の出納、保管及び処分に関すること。

七 施設及び山梨県芸術の森公園の管理に関すること。

八 文学館協議会等に関すること。

九 他の課の所掌に属しない事務に関すること。

学芸課

一 文学資料等の収集に関すること。

二 文学資料等の整理、保管及び展示に関すること。
(資料情報課の所掌に属するものを除く。)

三 文学に関する調査研究に関すること。

四 文学資料等の利用に関する指導助言に関すること。

五 文学に関する編集及び刊行に関すること。

六 関係機関等との文学資料等の相互貸借等に関すること。

七 文学に関する講演会、講座等普及事業に関すること。

八 文学に関する相談及び指導助言に関すること。

九 文学館専門委員会に関すること。

十 前各号のほか、学芸事務及び普及事務に係るすること。

資料情報課

一 文学資料等の整理及び保管に関すること。

二 文学に関する調査研究に関すること。

三 文学資料等の閲覧及び利用に関すること。

四 文学資料等の検索システムに関すること。

五 レファレンスサービスに関すること。

六 閲覧室、研究室及びビデオブースの利用に関すること。

七 他の関係機関等との情報交換に関すること。

八 その他前各号に準ずる事項に関すること。

(館長の専決)

第7条 館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 山梨県教育委員会が山梨県知事から委任を受けた山梨県芸術の森公園内の施設（以下「都市公園施設」という。）の管理運営に係る都市公園法(昭和31年法律第79号。)及び山梨県都市公園条例(昭和39年山梨県条例第21号。以下「都市公園条例」という。)の規定による次の事項

イ 都市公園法第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理に関すること。

ロ 都市公園法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占有に関すること。

ハ 都市公園法第8条の規定による許可の条件に関すること。

ニ 都市公園法第9条の規定による国の行う都市公園の占有の協議に関すること。

ホ 都市公園法第10条第2項の規定による都市公園の原状回復等の指示に関すること。

ヘ 都市公園法第17条第1項の規定による都市公園台帳に関すること。

ト 都市公園法第27条第1項の規定による第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項の規定による許可に係る監督処分に関すること。

チ 都市公園条例第3条の規定による行為の禁止に関すること。

リ 都市公園条例第4条の規定による行為の制限に関すること。

ヌ 都市公園条例第7条の規定による利用の禁止又は制限に関すること。

ル 都市公園条例第8条の規定による許可の取り消し等に関すること。

二 その他前二号に準ずる事項に関すること。

(副館長の専決)

第8条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 職員の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。

二 職員の年次有給休暇の付与、有給休暇(年次有給休暇を除く。)、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替(半日勤務時間の割振り変更を含む。)に関すること。

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3

年法律第110号)の規定による部分休業の承認に関すること。

四 職員の特殊勤務、時間外勤務、休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。)、夜間勤務及び宿日直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。

五 職員の扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関すること。

六 二月以内の期間の臨時的任用に関すること。

七 教育財産の使用許可に関すること。(土地、建物又は建物以外の工作物の使用許可のうち電柱、ガス管、水道管、自動販売機その他これらに類する物のものに限る。)

八 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第10号。以下「文学館条例」という。)及び山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則(平成元年山梨県教育委員会規則第15号。以下「規則」という。)の規定による次の事項

イ 文学館条例第8条第2項の規定による休館日の変更の承認に関すること。

ロ 文学館条例第9条第4項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。

ハ 文学館条例第11条第1項及び第2項の規定による利用の承認等に関すること。

ニ 規則第5条第2項の規定による観覧料、利用料又は使用料の還付に関すること。

ホ 規則第6条の規定による観覧料、利用料又は使用料の免除に関すること。

九 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成19年山梨県条例第36号。以下「特例条例」という。)の規定による次の事項

イ 特例条例第2条の規定による観覧の承認に関すること。

ロ 特例条例第3条ただし書の規定による観覧料の還付に関すること。

ハ 特例条例第4条の規定による観覧料の免除に関すること。

十 都市公園施設の管理運営に係る都市公園条例の規定による次の事項

イ 都市公園条例第4条第1項の規定による都市公園(有料公園施設を除く。)における行為の許可に関すること。

ロ 都市公園条例第9条第2項の規定による使用料の免除及び同条第3項の規定による使用料の還付に関すること。

士 証明、届出、申請、通知、照会、報告及び回答等に関すること。

三 その他前各号に準ずる事項に関すること。

(館長の代決)

第9条 館長が不在で急施を要するときは、副館長がその事務を代決する。

(副館長の代決)

第10条 副館長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。

(代決事務の後関)

第11条 前2条の規定により代決した事務は、当該代決者において特に必要と認められるものについては、それぞれ上司の後関を受けなければならない。

(事業計画の作成)

第12条 館長は、毎年度末までに翌年度の事業計画を作成し、教育長の承認を得るものとする。

(報告等)

第13条 館長は、次に掲げる事項について、教育長に報告しなければならない。

- 一 事業概要及び利用状況
- 二 その他必要な事項

(服務及び文書処理等)

第14条 この規則に定めるもののほか、文書の処理に必要な事項については、山梨県教育庁行政文書管理規程(平成18年山梨県教育委員会訓令第2号)の例により、職員の服務その他必要な事項については、山梨県教育事務所処務規程(昭和43年山梨県教育委員会訓令第3号)の例による。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定めることができる。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○山梨県附属機関の設置に関する条例

(昭和60年3月29日 条例第3号)

最終改正 平成21年10月31日 条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

(省略)

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

- 山梨県図書館協議会
- 山梨県高等学校入学選抜制度審議会
- 山梨県へき地等教育振興審議会
- 山梨県特別支援教育振興審議会
- 山梨県立美術館協議会

山梨県考古博物館協議会

山梨県地方産業教育審議会

山梨県文学館協議会

3 前2項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第1の担当事務欄に掲げるとおりとする。

第3条 (省略)

第3条の2 (省略)

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1、別表第2及び別表第3の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

(会長等)

第5条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。